

募集 **クリスマス会** **児童館**

児童館ボラクラブの子どもたちが中心となって、クリスマス会を開催します。

参加希望の小学生は申し込みが必要です。

【日時】12月20日(土)
午前10時～11時

【場所】児童館

【対象者】小学生

【定員】20人(定員になり次第締切)

【申込・問合せ先】児童館

お知らせ **郵便による不在者投票制度**
町選挙管理委員会

郵便による不在者投票は、身体に重度の障がいのある方が自宅などの場所で、投票することができる制度です。対象は、次の表に該当する方、または介護保険の要介護状態区分が「要介護5」に該当する方です。

郵便による不在者投票をするためには、事前に町選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付申請をする必要があります。

詳しくは、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

身体障害者手帳(障がい名)	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○
免疫、肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者手帳(障がい名)	障がいの程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障がい	○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

【問合せ先】町選挙管理委員会(総務課内)

お知らせ **主婦と税(パートと税)**

税務課

パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額となります。

パート収入が103万円以下で他に所得がない場合、所得税はかかりません。

ただし、パート収入が93万円を超える方は、町県民税がかかる場合があります。

配偶者にパート収入がある場合

例えば、夫に課税される所得があり、妻の収入がパート収入のみの方の場合、パート収入が103万円までであれば、夫は所得税の配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻の所得によって算定されますが、最高額は38万円です。

この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば、受けることができます。

ただし、夫の合計所得額が1,000万円(給与収入で約1,231万円)を超えると受けることができません。

【問合せ先】税務課

税務署からのお知らせ

税を考える週間
11月11日(火)～17日(月)

皆さんに、租税の役割や税務行政に対する理解を深めていただくために、国税庁(税務署)ではさまざまな行事を実施します。

詳しくは、ホームページ(「国税庁」で検索)をご覧ください。

また、「税を考える週間」の特集ページを開設し、動画で国税局や税務署の仕事を紹介するインターネット番組「Web-TAX-TV」など、税に関する情報が満載です。

【問合せ先】岐阜南税務署 ☎271-7111

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社

 岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288-1
TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367